

地域おこし協力隊を紹介します。

10月1日から山都町地域おこし協力隊員として2人を委嘱しました。地域おこし協力隊とは、都市地域の意欲ある住民を受け入れて隊員として委嘱し、地域おこし活動や地域協力活動を行いながら、地域への定住を図る事業です。

地域のために頑張りますので、皆様の応援をよろしくお願いいたします。



松本 麻子さん (38歳)

はじめまして。松本麻子と申します。2人の子ども達と山都町へ来てからまだ数週間程ですが、山や空や棚田の美しい風景などの豊かな自然に毎日感動しております。また、地域の皆様にあたたかく迎えていただき感謝致します。住民の方々の農や生活等の豊富な知識や知恵にも驚かされ、学びたい気持ちでいっぱいです。山都町の魅力のひとつとして教えて頂き、今後の地域おこしの活動へ繋げていけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



飯田 貴仁さん (35歳)

10月15日付けで地域おこし協力隊として着任した飯田貴仁と申します。「山都町」その名の通り山々が織り成す自然豊かな町、というのが私の第1印象です。起伏が激しい土地にたわたに実る稲穂が見られるのも、この時期ならではだと思います。これから紅葉の季節を迎える溪谷や滝の景観、通潤橋の放水など未見ですので楽しみにしています。

私の役目は、これらの魅力をより多くの人に伝え、実際に足を運んで貰う事、と考えています。また、地域振興や農業振興の活動も重要な使命です。

すぐに成果を出すことは難しいかもしれませんが、一步一步町づくりの力となれるよう頑張っていきます。よろしくお願いいたします。

第2次山都町総合計画策定に関するアンケート調査の実施について

町では、合併時に策定した「山都町総合計画」の検証・見直しを踏まえ、平成27年度から運用する「第2次山都町総合計画」策定の準備を行っています。

今回、その資料とするために以下のとおりアンケート調査を実施します。アンケート調査票が手元に届いた方は、アンケートへのご協力をお願いいたします。

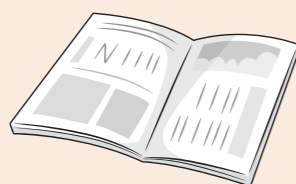
対象者：2,000人

(20歳以上の町民から無作為抽出)

送付日：平成25年10月28日以降順次

提出日：平成25年11月11日頃まで

提出方法：同封の返信封筒により郵送



一定面積以上の土地取引には、届出が必要です

一定面積以上の土地を売買等したときは、契約後に権利取得者(買主)が届出をする必要があります。

- 届出の必要な取引
売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済等
- 届出の必要な土地の面積

区域	届出対象面積	
都市計画区域	市街化区域	2,000㎡以上
	上記以外の区域	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上	

- 届出期限
・契約(予約を含む)締結日から2週間以内(締結日を含みます)
- 届出窓口
・土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課
- 問い合わせ先
・企画振興課(72-1214)
・熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課(096-333-2181)

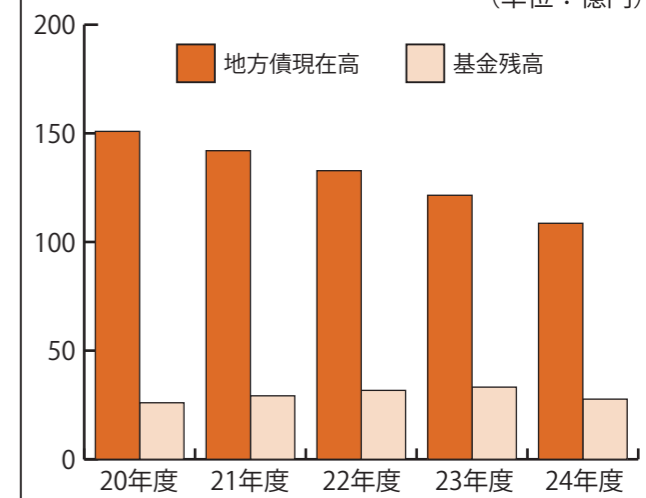
特別会計

(単位：千円、%)

	歳入	歳出
国民健康保険	2,942,868	2,904,269
後期高齢者医療	226,214	223,637
介護保険	2,603,217	2,524,601
国民宿舎	100,458	93,838
住宅新築資金等貸付事業	5,117	610
簡易水道	454,563	451,718
水道事業	78,039 (収益)	68,205 (収益)
	1,113 (資本)	23,714 (資本)
病院事業	882,830 (収益)	868,163 (収益)
	1,108,633 (資本)	1,231,358 (資本)

積立金・地方債の推移

(単位：億円)



財政分析指標(普通会計)

◎普通会計とは「決算統計」における会計区分で、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものです。

(単位：千円、%)

区分	H24	区分	H24
歳入総額	14,399,526	財政力指数	0.190
歳出総額	13,744,843	実質収支比率	4.8
歳入歳出差引	654,683	経常収支比率	84.2
実質収支	405,242	実質公債費比率	8.7
実質単年度収支	△161,809	将来負担比率	59.7
標準財政規模	8,388,532		

本町における財政分析指標は表のとおりです。このうち財政の弾力性を示す「経常収支比率」は84.2%とほぼ前年度並みでした(前年度84.1%)。この指標は、数値が高いほど財政が硬直化していることを表し、経常的な収入が減少したり、義務的な支出が増加すると上昇します。

平成24年度においては、経常的な一般財源が前年度に比べて1235万円減少しましたが、人件費や公債費など義務的な経費も減少しました(経常経費充当一般財源 対前年度比1845万4千円減)。しかし、社会保障のための扶助費や後期高齢者医療事業など特別会計に対する繰出金が増加傾向にあり、今後もこれらの経費は増えていくことが予想されます。

町財政の健全性を保つためには、町税をはじめとする自主財源の確保とあらゆる経費の節減が必要です。

健全化判断比率と資金不足比率

(単位：%)

指標名称等	本町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	—	13.65	20.00
○連結実質赤字比率	—	18.65	30.00
○実質公債費比率	8.7	25.00	35.00
○将来負担比率	59.7	350.00	
○公営企業における資金不足比率			
水道事業会計	—	20.00	
病院事業会計	—		
簡易水道特別会計	—		
国民宿舎特別会計	—		

健全化判断比率と資金不足比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によるもので、表のとおりです。これは収支において、解消が困難な大幅な赤字となっていないか、町の財政規模に比べて過大な町債を抱えていないかなどを見るものです。本町はいずれの指標も基準値を下回っています。

この指標が基準値を超える場合は、財政健全化計画の策定が必要になったり、町債の借入れについて制限を受けるなど、自主的な財政運営が難しくなります。

実質収支及び連結実質収支等が黒字である場合は、それぞれの比率は「—」で表示されます。